

こだいらしょうがいしゃ
せいかつおうえんがいど
おーえん

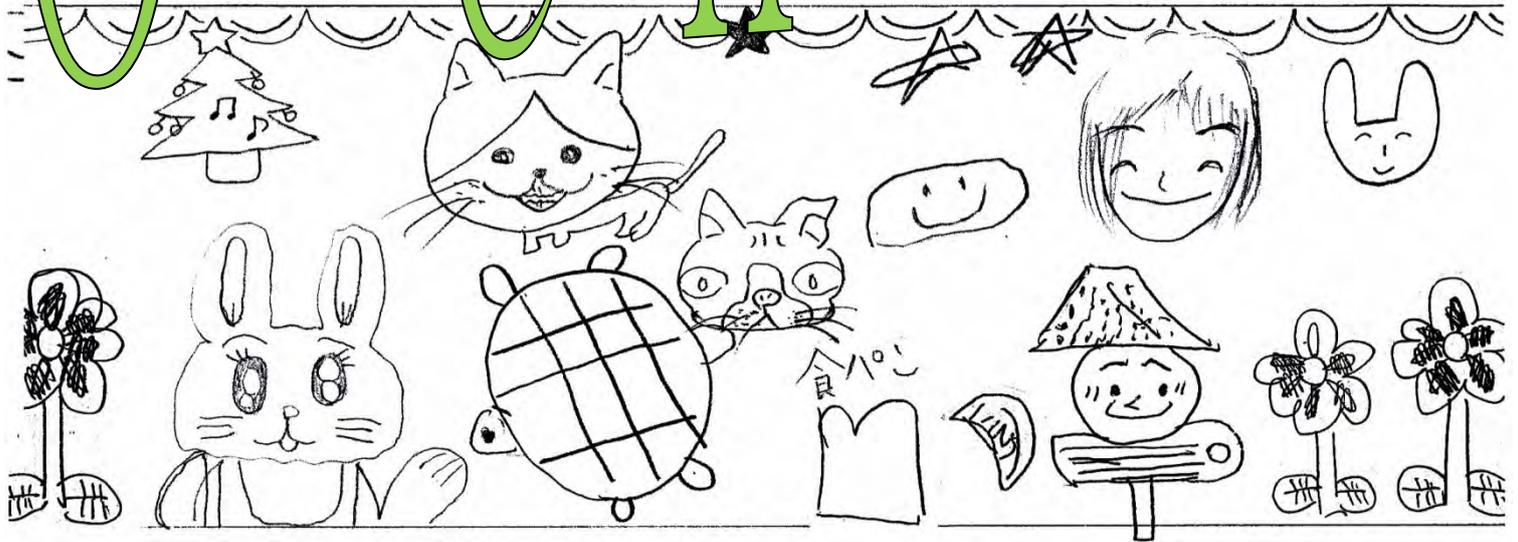
こだいら障がい者 生活応援ガイド

だいさんごう

へいせい25ねん1がつ30にち

O ~ EN お ~ えん

第3号
平成25年1月30日



【イラスト：小平市障がい者地域自立生活支援センター ひびき 交流室利用の皆様】

とくしゅう しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ☆ 特集 ☆ 障害者虐待防止法って？

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょう しゃ ぎゃくたい ほうりつ
障害者虐待防止法とは、「障がい者を虐待しない、させない」ための法律です。

こうい ぎゃくたい
このような行為が虐待にあたります。

- 1 身体的虐待：けがをさせる、理由もなく身体を縛るなど
- 2 性的虐待：無理やり体にさわる、わいせつなことをする・させるなど
- 3 心理的虐待：ひどく乱暴な言葉を言う、無視するなど
- 4 放棄・放置（ネグレクト）：食事を少ししか与えない、長時間放置するなど
- 5 経済的虐待：本人の年金や給料をわたさない、本人のお金を勝手に使うなど

かてい しせつ しょくば きかい かんが
ご家庭・施設・職場など、この機会にみんなで考えてみましょう！

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 講義 べんごし せきや なおとせんせい
障害者虐待防止法についての講演などを行っている、弁護士の関哉直人先生に、

くわ 詳細 はなし をお聞きしました。



— 虐待を見つけた人や、気が付いた人はどのようにしたら良いのですか？

もし「この人は虐待を受けているんじゃないか？」と思った場合は、すみやかに通報しなければいけません。これは「通報の義務」と言って通報することが決まりになっています。「ちがうかなあ・・・」

「もうちょっと様子を見ようかな・・・」というように判断せずに伝えたほうがよいということです。

通報は小平市であれば「小平市障害者福祉課」に連絡してください。ご本人が通報したり訴えても構いません。

— 通報したらどうなるのでしょうか？

小平市障害者福祉課では通報を受けて、状況確認を行います。確認して必要に応じた対策を立てます。

— 障害者虐待防止法には養護者の方への支援とありますが、どのような支援があるのですか？

養護者が虐待に至った状況を知り、その原因を取り除いて、再び虐待が起きないように養護者の方を支援することが法律の大きな目的なのです（※）。

— 私は就労支援施設の職員でもあります。これからどのようなことに注意したらよいでしょうか？また、就労支援を行っている立場として、企業で働く障がいのある方と企業へはどのように理解していただくように努めたらよいでしょうか？

そうですね。施設では、自分が日ごろ行っている支援に対して振り返る機会が少ないのが問題です。

日ごろの支援がご本人を追い詰めていないか、悲しい思いをさせていないか、支援が虐待になってい

ないかを振り返る場を作っていくことが大切です。就労の場面では、まだまだ企業

の中での虐待防止の意識が低いことが気になります。就労支援の立場として、

企業内で虐待防止の意識を根付かせる取り組みを進めていただきたいと思います。



※障害者虐待防止法では、養護者の負担の軽減のため、相談や助言などの支援を行うことを定めている。

せきや なおとせんせい
☆関哉直人先生プロフィール☆

へいせい べんごし いおろいよういちほうりつじむしょしょぞく
平成13年より弁護士。五百蔵洋一法律事務所所属。http://www.ioroilaw.com/

ぜんにっぽんて いくせいかいけんりようご うんえいいいん ほうりつそうだんたんとう
全日本手をつなぐ育成会権利擁護センター運営委員、法律相談担当

とうきょうとちてきしょうがいしゃいくせいかいほうりつそうだんたんとう
東京都知的障害者育成会法律相談担当

こだいらししょうがいしゃふくしか しょう しゃぎゃくたい たいおう
小平市障害者福祉課の障がい者虐待への対応について

しょう しゃ たい ぎゃくたい はっけん かた ぎゃくたい う しょう しゃ かた こだいらししょうがいしゃふくしか
障がい者に対する虐待を発見した方、また虐待を受けた障がい者の方は、小平市障害者福祉課
まですみやかに通報・届出を行ってください。

こだいらししょうがいしゃふくしか つうほう とどけで よ じょうほう じじつかくにん おこな かんけいきかん
小平市障害者福祉課では、通報・届出で寄せられた情報について、事実確認などを行い、関係機関
と協力しながら、障がい者を虐待しない、させないために取り組んでいきます。

しょう しゃぎゃくたい たいおう ちんだい しんこくか まえ そうき はっけん しえん おこな たいせつ
障がい者虐待の対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援を行っていくことが大切で
す。ご協力をよろしくお願ひします。

※通報や届出をした方の個人情報守られます。

※暴行がいまそこで行われているなど、すぐに保護が必要な場合は110番で警察署へ、ひどい傷があるなどす
ぐに治療が必要な場合は119番へ通報してください。

◆ 通 報 先 ◆

こだいらししょうがいしゃふくしか
小平市障害者福祉課

でん わ 042-346-9542 (へいじつごぜん じ ぶん ごご じ)
電 話 042-346-9542 (平日午前8時30分～午後5時)

ふあつくす 042-346-9541
FAX 042-346-9541

へいじつやかん とうようび にちようび きゅうじつ
※平日夜間および土曜日、日曜日、休日は・・・

こだいらしやくしよだいひょうでんわ れんらく
小平市役所代表電話 042-341-1211 へご連絡ください。

【おしらせ】

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい と く

① 小平市地域自立支援協議会の取り組み

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい い か てん じゅうてんこうもく と く
小平市地域自立支援協議会では、以下の点を重点項目として取り組んでいます。

1. 相談支援体制の確立
A 相談支援事業のあり方の検討：事業所との情報交換、サービス利用計画・モニタリングの検討、
発達障害の相談支援体制
B 地域移行・地域定着の具体化：地域移行部会を中心とする取り組み
C 障害福祉計画のモニタリング：計画の進捗状況の確認・評価
2. ネットワークの構築
D 他分野との連携：高齢福祉分野・教育分野・警察等との連携交流
E 事例検討の充実：個別事例を通じた地域課題の抽出
3. 情報アクセスと発信
F 協議会活動の発信：ホームページによる小平市地域自立支援協議会の周知
G 当事者への情報発信：O~en（お~えん）発行による情報伝達

② O~en（お~えん）は、ホームページでも見ることができます。

<アドレス> <http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp>

ホームページでは以下のように進んでください。

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい じりつしえんきょうぎかい
小平市社会福祉協議会>自立生活支援センターひびき>自立支援協議会>「お~えん」

O~en（お~えん）はここにあります【小平市内相談機関】

- ① 地域生活支援センターあさやけ：小川東町4-2-1小平元気村おがわ東内
- ② 小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき：学園東町1-19-13福祉会館2階
- ③ 小平市障害者就労・生活支援センターほっと：大沼町2-1-3未来ワークセンター内
- ④ 小平市立障害者福祉センター：小川西町5-25-15
- ⑤ 小平市立あおぞら福祉センター：鈴木町1-472
- ⑥ 東京都多摩小平保健所：花小金井1-31-24
- ⑦ 小平市役所障害者福祉課：小川町2-1333（健康福祉事務センター内）

【問い合わせ】

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい じむきょく
小平市地域自立支援協議会 事務局

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい
小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき

〒187-0043 小平市学園東町1-19-13福祉会館2階

でんわ 電話 042-341-6555 ふあつくす FAX 042-341-6220

じかいはっこう
次回発行は、

へいせい ねん がつ
平成25年3月を

よてい
予定しています。

はっこう さくせい
【発行：作成】

こだいらしちいきじりつしえんきょうぎかい じょうほうぶかい
小平市地域自立支援協議会 情報部会